

海外の観光地における COVID-19対策 海外の研究者からの情報提供より

2020年6月2日
公益財団法人日本交通公社
観光政策研究部

この資料はCOVID-19に対する諸外国の状況や対応等について、当部が
研究交流のある各国の先生方にうかがい、取りまとめたものです。
(回答時期がそれぞれ異なりますので、その時点の対策となります)

海外の観光地におけるコロナ対策

スペイン バレンシア州 (4月17日時点の情報)

経済活動の制限	ホスピタリティ産業の現状	国、自治体等からの支援	DMOの対策
<ul style="list-style-type: none">3月15日から完全にロックダウン労働以外の外出が禁止観光やレジャー目的の活動は原則禁止子どもの遊びも含め、屋外でのスポーツなども禁止今後数週間から数か月は続く見込み	<ul style="list-style-type: none">全ての形態の宿泊施設が営業停止レストランはテイクアウトのみ許可されているバー、パブ、その他観光施設は営業停止	<ul style="list-style-type: none">政府は低金利の融資を発表納税期限の延期銀行ローンの支払い期限の延期	<ul style="list-style-type: none">様々なシナリオを想定して復旧計画を検討中復旧期にはマーケティングキャンペーンを実施する予定宿泊税等の収入は減少する見込み

ロックダウン解除後に必要となる視点

- 衛生管理の担保
- 衛生管理に基づくマーケティング
- 観光における交通手段の変化への対応
- レストランやパブの入場人数の減少
- グループ観光の人数の制限
- 会議、イベントの制限
- 旅行前と旅行後における検査体制の整備

スマートリゾート施策との関連

- バレンシア州と国で現在整備されているスマートリゾートのネットワークを活用して、国全体の観光産業のデータ分析や政策策定に役立てたい。
- オンライン情報（予約状況やWEB検索）を活用し、復旧期のツールとして活用したい。
- 州レベルのDMO（Regional Tourism Boards）では、実務家がしっかりと関与して作成された、観光産業（とりわけデジタルスキル）のオンラインコースを提供している。

海外の観光地におけるコロナ対策

オーストリア（4月21日時点の情報）

経済活動の制限	ホスピタリティ産業の現状	国、自治体等からの支援	DMOの対策
<ul style="list-style-type: none"> 外務省はアメリカへの渡航に警告を出し、アメリカ滞在しているオーストリア人観光客に対しては帰国を勧告している。 シェンゲン協定国以外からの空路での入国を規制。 近隣諸国（ドイツ、ハンガリー、チェコ、スロバキア）との国境を閉鎖。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日から国内のスーパーではマスクの着用を義務づけている。 観光客向けのホテルの使用は完全に禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> EPU及び零細企業向けの融資、休業補償と繋ぎ融資、税金と社会保障によって引き起こされる流動資産の不足への対策、Short-time-workについて、2020年末まで支援策を継続。 コロナによって生じた事業者の損失を軽減する措置 労働市場の刺激策 ÖHT（Austrian Hotel and Tourism Bank）と農業・地域観光省が合同で、観光及びレジャー業界向けにコロナ対策の融資を拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では不明

スイス（4月21日時点の情報）

経済活動の制限	ホスピタリティ産業の現状	国、自治体等からの支援	DMOの対策
<ul style="list-style-type: none"> 国境は基本的に閉鎖し、仕事が理由の行き来だけ許可。 	<ul style="list-style-type: none"> 全てのレストランと山岳鉄道が閉鎖、ホテルも多くが閉鎖。 外国人観光客はゼロで、その他の来訪者も例年の5%に留まる。 レストランはデリバリーかテイクアウトのみ販売が許されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての企業がShort-time-workを探ることができる。 国が観光産業へ経済的支援策を講じる予定ではあるが、どの程度なのか、またどのような形式なのかはまだ決まっていない。 地元の州では、レストランとホテルは2021年末までgestro taxesが免除。 	<ul style="list-style-type: none"> DMOに対して政府からの支援がある。 コロナ後も、コロナ前と同じ人数の従業員を確保したい。

海外の観光地におけるコロナ対策

スイス（4月28日時点の情報）

経済活動の制限	ホスピタリティ産業の現状	国、自治体等からの支援	DMOの対策
<ul style="list-style-type: none">国境は基本的に閉鎖し、仕事 が理由の行き来だけ許可。	<ul style="list-style-type: none">3月15日～6月8日まで以下のようなロックダウン措置が取られている。レストランの閉鎖（テイクアウトは可能）、ケーブルカーの閉鎖。ホテルはフィジカルディスタンスや衛生面での対策を考慮すれば観光客を受けれることができる。（しかし、実質的にはすべてのホテルが閉鎖している状況）	<ul style="list-style-type: none">連邦政府はShort-time-workの補償として、無担保で総額50万スイスフランまでの特例的な融資額拡大を実施。観光産業への追加的な支援は現在まで行われていない。現在、すべてのホテル、レストラン、ケーブルカー会社、その他の観光インフラを6月8日までに開通させたいとの要望が上がっている。スイス観光局は今後2年間のキャンペーンのために4000万スイスフランを追加で要求している	<ul style="list-style-type: none">全てのDMOが現在、コロナ後の復興策として、地元の人々や近隣地域からの観光客を中心とした地域活性化のための計画を思考している。（参考） https://heidiland.com/en/

ポストコロナの観光について個人的な見解

- ポストコロナに向けて：地元の人々が外に出て生活を楽しむことから始めなければ、旅行者はその場所を安全だと思わないし、滞在を楽しむことはできない。例えば、周囲がみんなマスクをしているような場所を避け（危険な印象を抱いてしまうので）、パブリックなオープンスペースを使い、周囲の人との距離を保って行動するような状況になると思われる。
- 広告キャンペーンに膨大な金額を使っても無意味であるため、強く反対である。観光産業のコロナからの復旧にはそれよりも重要な視点が多数あると考えている。
- （関連文献）
https://www.researchgate.net/publication/336170127_Why_DMOs_and_Tourism_Organizations_Do_not_Really_GetAttract_Visitors_Uncovering_the_Truth_behind_a_Cargo_Cult

海外の観光地におけるコロナ対策

ドイツ（5月19日時点の情報）

経済活動の制限	ホスピタリティ産業の現状	国、自治体等からの支援	DMOの対策
<ul style="list-style-type: none">当初はロックダウンの措置が取られた。5月以降は、レストラン、ミュージアム、映画館は営業を再開している。パブやクラブはまだ再開していない。	<ul style="list-style-type: none">当初のロックダウン中は次のような措置が取られた一部の国内出張は許可、レストランはデリバリーとテイクアウトのみ営業可能、国境閉鎖、ビーチや離島への出入り禁止。5月以降は、慎重に再開されている。	<ul style="list-style-type: none">緊急の助成金やローン、減税措置、資金不足の事業者への救済措置（議論中）、すべての労働者に対して、収入減の補償が行われている。	<ul style="list-style-type: none">不明

ポストコロナの観光について個人的な見解

- 長距離の旅行ではなく国内、欧州内の旅行が中心になる。（ただし、これも深刻な第2波が来た場合難しい。）
- 世界的な経済危機は数年間続くと考えられ、旅行業界は50年代や60年代の水準まで落ち込むのではないか。
- 以下ドイツ語の参考サイト。
- <https://www.mdr.de/tv/programm/sendung880198.html>
- <https://www.swr.de/swr2/leben-und-gesellschaft/tourismus-und-corona-sommer-sonne-atemmaske-100.html>
- <https://www.berliner-zeitung.de/zeitenwende/reisen-wir-fallen-auf-das-niveau-der-50er-jahre-zurueck-li.82949>

オーストラリア（5月28日時点の情報）

経済活動の制限	ホスピタリティ産業の現状	国からの支援	州・DMOの取組
<ul style="list-style-type: none"> 3月20日以降、国境を閉鎖し、海外からの渡航制限を行っている。（最大で6か月継続される予定。） 永住権保持者とその直系家族、ニュージーランド国籍のオーストラリア居住者は入国を許可されているが、2週間の隔離が義務である。 その他の外国人で期限付きのビザ保持者等は入国できない状況が続いている。 3月25日以降、企業には閉鎖命令が出され、また学校や大学が閉鎖している。 外出制限などの罰則は各州で策定している。（例：ニューサウスウェールズでは、理由なく外出したものに1,100ドルの罰金） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月25日以降、州をまたぐ移動は禁止されている。 パブ、レストラン、カフェ等はすべて閉鎖。（テイクアウト営業は可） アートやレジャーのイベントは中止されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府は「Jobkeeper」と呼ばれる賃金補助制度を導入。対象となる企業は、2020年9月27日までの期間、従業員1人に対し、2週間あたり1,500ドルを受け取り、従業員に支払うことができる。 その他景気刺激策は3,200億ドル。（GDPの16.4%に相当） COVIDSafeアプリを政府が導入。感染者と濃厚接触した人を早い段階で見つけ出すことができ、より迅速に連絡を取れるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 州および地域観光局からの支援については次ページ以降参照

海外の観光地におけるコロナ対策 – オーストラリア・クイーンズランド州

クイーンズランド州では、州政府、観光産業協議会（Queensland Tourism Industry Council）、観光イベント協会（Tourism and Events Queensland）の三主体が連携し、観光事業者に対して、各種経済的支援、事業継続支援等をおこなっている。

州政府

- クイーンズランド州では、経済対策の第一段階として、「The Queensland Economic Recovery Strategy」を発表し、以下の施策を講じている。
- 迅速な観光復興プログラムへ5,000万ドル
- 中小企業への助成金やトレーニングパッケージに1億ドル
- その他、免税措置など
 - 水族館や動物園に対し、運営コストなどの固定費に関する支援
 - 農家、企業、観光事業者、コミュニティクラブやスポーツクラブなどの国有地を利用している事業に対して、賃貸料を免除
 - 酒類免許の申請料を一部免除
 - インバウンドツアーオペレーターの登録・更新料を免除
 - 商業活動協定とその許可証の日額免除
 - マリナー使用料と旅客税の払い戻し
 - 観光事業目的の賃貸については賃貸料の支払期限を延期

観光産業協議会（QTCI）

- 州政府と連携しながら、以下の追加的支援を行う。
 - 現金支援
 - 交付金
 - 無利子のローン
 - 貸金補助
 - 自治体による各種手数料の免除
- ホスピタリティ産業向けのマイクロクレデンシャル**
- 観光・ホスピタリティ産業を対象に、特定のテーマ毎に研修の単位を認定する「マイクロクレデンシャルプログラム」の認証制度を構築。従業員の職場の変化をサポートすることを目的としている。研修はオンラインで行われ、テストに合格する必要がある。以下のテーマが対象となる。
 - カスタマーサービス（ホテル or 飲食業）
 - ホスピタリティマネジメント入門
 - 食品の安全性（アレルギー、FOHとBOH）
 - エグゼクティブシェフ向けキッチンリーダーシップについて
 - 勤務表管理
 - 食材費管理
 - ホスピタリティの損益管理

観光イベント協会

- QTCIと共同でウェビナーを開催し、業界向けに利用可能な支援を周知したり、旅行者調査の結果を伝えている。
- 例えば以下のような情報を提供している。
- 「COVID-19 CLEAN」モジュール**
- 旅行者に安心して利用してもらうことを目的に、清掃のチェックリストを提供している。事業者はチェックリストを完了すると、国全体で使用されている「COVID-19 CLEAN」ロゴを使用することができるようになる。
- COVID19事業再生計画の策定支援**
- 観光事業者が、各種規制の解除がされる様々な段階において、自己主導的に状況を判断したり回復のために適切な選択ができるよう、計画の策定支援の情報を無料で提供している。
- 以下のような内容が含まれる。
 - 現状の適切な評価
 - 事業継続アクションプラン
 - スタッフ管理
 - 財務分析
 - オペレーションの回復
 - マーケティングとコミュニケーション

海外の観光地におけるコロナ対策 – オーストラリア

オーストラリア政府は、COVID-19からの復旧に向け3ステップのロードマップを発表している。

ステップ1：友人・家族など小さなコミュニティ内での接触を可能とする

- 10人までの人の集まりを許可する（仕事为目的の場合を除く）
- 家の外からの訪問者は一度に5人を超えないようにする
- 雇用主と従業員の双方に不都合が無ければ、在宅勤務を行う
- ピーク時の公共交通機関の利用を避ける
- 地域内であれば観光目的の移動を許可する
- ホステルやホテルが宿泊施設として営業することを許可する
- 一般の小売店の営業を許可する
- カフェやレストラン等では一度の利用者を10人以下にする
- 1人あたり4㎡以上の密度を維持する
- フードコートの営業は、引き続きテイクアウトのみ
- 次のアミューズメント施設は引き続き営業停止とする
 - 屋内映画館、コンサート会場、スタジアム、ギャラリー、博物館、動物園、パブ、登録・認定されたクラブ、一般のナイトクラブ、ゲームセンター、風俗店
- ジムなどの屋内運動施設での活動は禁止
- コミュニティセンター、屋外ジム、公園、スケートパークは、利用者を10人以下にする
- プールは制限付きであればオープンできる
- 美容室、理容室は営業し、客の連絡先を記録するようにする
- 次の施設は引き続き営業停止とする
 - マッサージ店、美容サロン、サウナ、タトゥーパーラー 等

ステップ2：感染リスクの高いものを除いて、営業を再開する

※ステップ1から緩和した部分を青字で示している

- **20人**までの人の集まりを許可する（仕事为目的の場合を除く）
- 雇用主と従業員の双方に不都合が無ければ、在宅勤務を行う
- ピーク時の公共交通機関の利用を避ける
- 地域内での観光目的の移動を許可する
- 各州や地域の状況に応じて、州をまたいだ観光目的の移動を許可する
- 全ての宿泊施設の営業を再開し、20人までであれば人が集ることを許可する
- **キャラバンパークやキャンプ場の営業を許可する**
- 一般の小売店の営業を許可する
- カフェやレストラン等では一度の利用者を**20人以下**にする
- フードコートは**着席での利用は禁止**する
- **客が20人以下であれば営業を許可するアミューズメント施設**
 - **屋内の映画館、コンサート会場、スタジアム、ギャラリー、博物館、動物園**
- 引き続き営業停止するアミューズメント施設
 - **パブ、登録・認定されたクラブ、RSLクラブ、カジノ、ナイトクラブ、ストリップクラブ、風俗店**
- ジムなどの屋内運動施設は参加者が**20人以下**であれば営業可能
- プールは制限付きであればオープンできる
- 美容室、理容室は営業し、客の連絡先を記録するようにする
- **マッサージ店、美容サロン、タトゥーパーラーは客が20人以下であれば営業可能。客の連絡先を記録するようにする**
- サウナや浴場は引き続き営業停止とする



ステップ3：活動制限を最小限にした上で、ビジネスとコミュニティを再開 ※ステップ2から緩和した部分を青字で示している

- 100人までの人の集まりを許可する（仕事为目的の場合を除く）
- 在宅勤務をやめ、職場へ復帰する
- ピーク時の公共交通機関の利用を避ける
- 州をまたいだ観光目的の移動を許可する
- 全ての宿泊施設の営業を再開し、100人までであれば人が集ることを許可する
- 一般の小売店の営業を許可する
- カフェ、レストラン、フードコートでは一度の利用者を100人以下にする
- 客が20人以下であれば営業を許可するアミューズメント施設
 - ▶ 屋内の映画館、コンサート会場、スタジアム、ギャラリー、博物館、動物園
- 1人あたり4㎡以上の密度を維持する
- ステップ2で営業再開を許可されている飲食店等は、客を100人以下まで受け入れることができる
- バーやゲームセンター等は再開を検討する
- ストリップクラブと風俗店は引き続き営業を停止する
- 全てのスポーツ会場は、100人以下の集客であれば営業可能とする（会場内では1人あたり4㎡以上の密度を維持する）
- プールは制限付きであればオープンできる
- 美容室、理容室は営業し、客の連絡先を記録するようにする
- 全ての美容、ヘアサービスの施設は、100人以下であれば営業可能とし、客の連絡先を記録するようにする

海外の観光地におけるコロナ対策 – 韓国

韓国 (5月7日時点の情報)

韓国におけるコロナ対策の経過

- これまでの取り組み
 - 2月23日、感染病危機警報を"深刻"段階に格上げ
 - 2月24日、幼・小中高の始業延期
 - 3月9日、マスク5部制施行、1人2枚/週(4月27日以降は1人3枚購入)
- 3.22~4.19、「強力な社会的距離を置く」方針
 - 宗教施設、室内体育施設、遊興施設を対象に15日間運営中断勧告(運営が避けられない場合は、有症状者の立ち入り禁止、人々間2m以上の距離維持、マスク着用、最低2回/日以上施設消毒及び換気などの予防規則を守ることになり、違反した場合は集合禁止命令が発動、感染病予防法により罰金300万ウォンと損害賠償を請求される場合がある)
 - 一般国民にも、集まり、外食、行事、旅行をできるだけ控えることを勧告(強制ではない)
 - 公務員3交代制(3日に一日は自宅勤務)、小中高校の開学延期及びオンライン開学(4月9日中学3+高校3、4月16日小学校低学年を除く、6月20日小1~3)
- 4.20~5.5「緩和された社会的距離を置く」方針
 - 宗教、遊興、室内体育施設:運営中断→なるべく運営自制。従来の防疫指針は維持(マスク着用、距離を置くこと、防疫管理者の置くことなどは守らなければならない)
 - 公共部門国立公園、自然休養林、樹木園など運営再開、屋外競技場を観覧せずに運営する形態で制限的運営許可
- 5.6から「生活の中で距離を置く」方針

これまで発表されている経済措置

- 韓国文化体育観光部の主な取り組み
 - 無担保特別融資の実施(計1,000億ウォン)
 - 観光基金返済猶予(計2,000億ウォン)
 - 一般融資規模の拡大(4,800億ウォン→5,250億ウォン)
 - 特別雇用維持業種指定(旅行業、観光宿泊業)
 - ホテル等級制度の猶予
 - 遊園施設安全性検査手数料の減免
 - 疫物品の支援など、
- 無担保特別融資
 - 支援規模:計1,000億ウォン
 - 融資金利1.0%、支援限度2億ウォン以内、3年据え置き3年償還
- 雇用維持支援金
 - 支援規模:約5,004億ウォン
 - 総勤労者の20%以上休業するか、1ヶ月以上の休職を実施する場合
 - 1日6.6万ウォン限度(年180日まで)
 - 一般業種は事業主が勤労者に支給した休業・休職手当などの3/4(大企業2/3)を支援
 - 旅行業・観光宿泊業・観光運送業は特別雇用支援業種に指定され、中小企業は90%、大企業は75%まで支援

ポストコロナに向けての研究テーマ

- 移動の制約から考える新たな旅行文化
- 国内旅行の再発見のために必要なもの
- 不確実性の時代に備える地域観光・観光産業の在り方

海外の観光地におけるコロナ対策

台湾（5月1日時点の情報）

経済活動の制限	ホスピタリティ産業の現状	国、自治体等からの支援
<ul style="list-style-type: none"> 国内での経済活動については特に規制はされていない。 ただし、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、個人の衛生対策は義務となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ホスピタリティ産業に対して、特に規制は行われていない。ホテル、レストラン、バーなど、通常通り営業している。 ただし、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、個人の衛生対策は義務となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 主に中央政府からの支援が多い。 ツーリズムビューローはホスピタリティ産業に対して、ビジネス研修や教育のファンディングをしている。この期間を利用して、ファンドからの支援により無償で従業員の研修や教育を行っている。

フィリピン（5月1日時点の情報）

経済活動の制限	ホスピタリティ産業の現状	国、自治体等からの支援
<ul style="list-style-type: none"> 2月に首都圏の学校で1週間授業の中断が行われた。 その後、ルソン地区（ビサヤとミンダナオは除く）が「general community quarantine（一般検疫）」、マニラ近郊を含む一部の地域で、「enhanced community quarantine（強化検疫）」が実施された。（※） 	<ul style="list-style-type: none"> GCQ エリアでは、次の場合のみホテルの営業を許可している。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期予約のホテル、5月1日時点で外国人向けの宿泊施設があるホテル、苦境に陥っている海外フィリピン人労働者、足止めされたフィリピン人や外国人を収容しているホテルに限り、営業が許可されている。 5月1日以前は、ホテルやその他の接客業は、以下の場合に営業が許可されていた。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月17日（ルソン全域の検疫規則の発動）以前に宿泊予約をした宿泊客がいる場合、既存の長期賃貸契約をしている宿泊客がいる場合、ロックダウンの対象外となった施設の従業員を宿泊させている場合。 	<ul style="list-style-type: none"> The Tourism Infrastructure and Enterprise Zone Authority (TIEZA)は、復興プロジェクトのための観光開発プログラムに140億ペソを割り当てると発表。 TIEZA は観光省や他の政府機関および民間の観光事業者等のステークホルダーと共に観光産業の復興を支援し、COVID-19 が収束した後、観光関連の企業および労働者に事業の機会を与える方針。 （そのほか、詳細は次ページ参照）

※GCQとECQについて

- ECQ：厳しい外出制限、移動規制（大量輸送の停止）、食料品店・銀行・医療機関以外の企業の営業停止。
- GCQ：感染拡大のリスクが低い地域に出される。ソーシャルディスタンスの確保、公共の場でのマスク着用、検温の義務化、消毒液使用の推奨。GCQ地域では、ソーシャルディスタンスを確保していれば、重要な会議や宗教活動はできるが、それ以外の人が集まる行為は禁止されている。また、最低でも人々の距離を1メートルとれるように制限をしたうえで、公共交通機関の利用は許可されている。

フィリピンでこれまで発表されている経済措置

- 観光省 (Department of Tourism)
 - コロナ発生初期段階から観光復興支援プログラムを実施してきている。
 - 外国人旅行者の帰国のため、航空機の手配や大使館の支援を実施。これまで23,059人の帰国を支援した。
 - 政府のコロナ対策本部からの要請を受け、帰国した海外フィリピン人労働者、医療関係者、BPO (business process outsourcing) の専門家、銀行職員の宿泊場所を提供。
 - **観光事業者 (tourism enterprises)及び観光関連事業者 (tourism-related enterprises) に対し、2020年中の新規認定料、更新認定料徴収を猶予。**
 - **2021年末までの期間、国際見本市や展示会への参加料を免除。**
 - 政府系金融機関であるthe Development Bank of the Philippines (DBP) とthe Land Bank of the Philippines (LBP) と協力し、打撃を受けた観光事業者に対して低金利融資を行う。
 - その他、旅行業界から上がった要望をまとめ、他の政府機関と連携している。
- 労働省 (Department of Labor)
 - 現金補償を必要とする多くの観光関連事業者の失業者リストを作成。
 - 他産業と同様に、観光関連産業に対しても、**労働者一人当たり5,000~8,000ペソの補償金**が支払われる。
 - ECQに指定された場合、期間中に医療関係者や海外から帰国したフィリピン人労働者を収容する宿泊施設等で働いた人に対して、追加でハザードペイが支払われる。
- 政府系金融機関
 - DBPは「**RESPONSE**」という低金利融資プログラムを発表しており、観光産業もこれの適用となる。
 - (RESPONSE → Rehabilitation Support Program on Severe Events)
 - LBPも同様に「**I-RESCUE**」と呼ばれる低金利融資により観光産業を支援。
 - (I-RESCUE → Rehabilitation Support to Cushion Unfavorably Affected Enterprises by COVID-19)
- 社会保障制度の納入猶予
 - フィリピンで主要な保険・福利厚生制度である、SSS (the Social Security System)、PAGIBIG Fund、PhilHealthに対して、観光産業従事者からの納入を猶予するよう申し入れが行われた。
 - PhilHealthについてはECQ解除後2週間までは、ペナルティなしで納入期限を延長することに合意している。

タイ (5月14日時点の情報)

タイにおけるこれまでのコロナ対策の経過

- これまでの感染者数は約3,017人、うち56人が死亡している。公衆衛生省によると、117人が治療を受けており、2,844人が医療施設から退院している(2020年5月13日現在)。
- **3月22日から4月12日まで** 州はCOVID-19の感染拡大の危険性が高い地域の閉鎖を命じた。
 - (タイでは、州政府が都市封鎖などの強制措置を合法的に、段階的に取ることができる。)
- **3月26日** タイ全土に非常事態宣言が出され、4月17日には非常事態の範囲が5月31日まで拡大された。
 - ハイリスクとされるエリアでは、次の施設の閉鎖が義務となった。
スパ、マッサージ店、ダイエットクリニック、ペットのスパ・サロン、ローラースケートやスケートボードリンク、美容クリニック、遊園地、ボウリング場、アーケード、ネットカフェ、ゴルフコース、スイミングプール、ジム、バー、エンターテインメント施設、タワーパーラー、保育園、高齢者施設、闘鶏の試合、コンベンションセンター、すべての教育機関、すべての市場(生鮮食品や日用品を販売するものを除く)、ショッピングモール(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、フードデリバリーを除く)、レストラン内での食事。
 - 午後10時から午前4時までの全国的な外出禁止となり、バンコクのナイトライフは閉鎖されている。
 - また、政府は、ボクシングの試合でクラスターが出たことを受けて、公共の集まりを減らす必要性を強調した。
 - バンコクでは在宅勤務を可能にするために、政府が民間企業に対して、適切な勤務シフトを調整するよう要請している。
 - 公共交通機関については、混雑を避けるために座席の調整を行うよう要請している。また、市民に対しても混雑を避けるための協力を要請している。
- **4月3日**
 - 全国で午後10時から午前4時までの外出禁止令が発令。
 - 医療従事者、物品、農産物、医薬品、燃料、小包、輸出入品の輸送、検疫場所への人の輸送、夜勤に従事する人、空港を出入りする人は除く
- **5月3日**
 - 中央政府はコロナウイルスの流行が収束したことを受けて、ゴルフ場やレストランなど一部の企業の営業再開を許可した。
 - アルコールの提供はまだ禁止の状態
 - また、サッカーのようなチームスポーツは避けるべきとした。
- **5月17日**以降 中央政府はショッピングモールやデパートの営業を再開することを許可している。



海外の観光地におけるコロナ対策 – タイ

タイ観光復興計画の3つのフェーズ

・ フェーズI : ロックダウン解除

- 現在、タイの観光は第一段階に入っており、TATは国内外の観光客のタイへの訪問意欲を高めるために、ソフトセールスマーケティングを行っている。
- TATは、官民の双方のパートナーと協力し、「アメージング・タイ SHA認証」を導入している。（Amazing Thailand Safety and Health Administration.）これは、タイの観光産業の水準を高め、国内外の観光客の信頼を高めることを目的としている。

・ フェーズII : 一部の観光活動の再開

- 利便性、清潔さ、安全衛生基準を重視した観光地を厳選してオープンする。死者や感染の中心地域とされている国からの旅行者に対する14日間の検疫による渡航制限を撤廃し、新たな感染者の増加が抑えられている一部の国からの外国人観光客を受け入れる。TATは7月からマスク観光戦略を開始し、10月には観光客が戻ってくることを期待している。

・ フェーズIII : 観光の全面的解除

- このフェーズでは、COVID-19以降の観光施設やサービスを100%開放する。
- 完全に元に戻るのではなく、ニューノーマルを適用しながらという可能性もある。

Amazing Thailand Safety & Health Administration (SHA) について

- <https://thailandsha.tourismthailand.org/index>
- アメージングタイランドSHAプロジェクトは、COVID-19危機の中でTATの戦略再構築の一環である。
- まずは国内観光から消費を活性化させる。（国内観光は今年7月からスタートする。）
- TATは、「アメージングタイランドSHA」の認証取得に向けて次に示す機関と共同で、詳細について検討している。
 - 公衆衛生省、観光スポーツ省、タイコンベンション&エキシビジョンビューロー、タイ貿易委員会、スパ&ウェルネス協会、タイ小売業協会、タイホテル協会、国内旅行協会、タイアミューズメント&レジャーパーク協会、タイレストラン協会、タイスパ協会、タイボート協会、イベントマネジメント協会
- 上記の協会が、ビジネスやサービスについて評価・認証を行い、TATは認証を受けた事業者にはSHAステッカーを発行する。
- 以下の10種類の観光事業・サービスは、SHAガイドラインを遵守し、アメージングタイSHA認証を取得する必要がある。SHAの適用期間は2020年5月18日から。
 1. レストラン、フードショップ
 2. ホテル宿泊&コンベンション
 3. レジャーと観光地。
 4. 自家用車、公共バス、航空会社を含む交通機関
 5. 旅行会社
 6. 美容クリニックを含むスパ&ヘルスマッサージ
 7. ショッピングモール&デパート
 8. スポーツ観光
 9. アミューズメント、エンターテインメント、アクティビティ
 10. 土産店



ポストコロナの観光について個人的な見解

• 政府のこれまでの対応について

- コロナウイルス関連の対策についての個人的な意見であるが、中央政府と州政府によるロックダウンが長すぎた。
- COVID-19の影響による自殺者数はCOVID-19による死亡者数よりはるかに多いと思われる。COVID-19の影響で職を失った人の援助のために、中央政府が月5000B（約1万5000円）の支援手当を3ヶ月間支給したとしても十分とは言えない。
- 国家のCOVID-19への対応が遅すぎる理由として、中国や韓国でCOVID-19が深刻化していた時期、タイでは、政府がすべての活動を停止すると宣言しつつ、ボクシング大会を予定通り開催することを許可し、その後、タイのボクシング大会では大きな集団感染が発生していることが判明したことが背景にある。

• タイにおけるポストコロナの観光について

- タイの旅行者の行動は、予算を節約し、衛生管理や安全について気にしながら、これまでより短距離の旅行が主流になるなど、変化が起きると予想している。
- また、外を歩くときにマスクをする、距離を保つなど、政府からの示された多くの規制に従うことに多くのストレスを感じるようになると思う。